

4

第4章

景観づくりに関する取組

- 1 創造的協議により質を高める景観づくり
- 2 制度の活用により質を担保する景観づくり
- 3 景観に係わる事業の実施と調整
- 4 景観づくりの普及と協働

1 創造的協議により質を高める 景観づくり

「創造的協議」とは、どのような景観が望ましいかを市民や事業者のみなさんと話し合い、様々なアイデアを出し合って、魅力と個性のある質の高い景観づくりを行う手法です。協議をすることで、その場所がどのような場所なのか、どのような人がいてどのような活動が生まれるのかなどをより具体的に共有し、広い横浜の中でも地域の個性をいかした魅力的な景観を生み出すことが期待できます。創造的協議は横浜の景観づくりを行う上での最大の特色であり、今後も創造的協議により横浜らしい景観づくりを行っていきます。

1. 景観条例の活用

(1) 景観条例の運用

景観条例に基づく都市景観協議のしくみを柔軟に運用し、地区の特性に応じたきめ細かい景観づくりを通して地区の魅力や個性を一層高めていきます。

(2) 都市景観協議地区の指定の拡充

地域の総合的な魅力づくりを行うため、景観条例に基づく都市景観協議地区の指定の拡充等を検討します。

(3) 行為指針の見直し

景観協議の実績や社会状況の変化を踏まえつつ、景観の質をさらに向上させるため、各地区のあるべき景観の姿をそのつど議論しながら、それぞれの都市景観協議地区の行為指針の見直しを検討します。



2. 協議の機会の創出

(1) ワークショップ等の実施

まちづくりを進めるにあたってワークショップ等の場を設け、地域の景観や建築物のデザイン等の方向性についても積極的に議論していきます。

(2) 横浜市都市美対策審議会の開催

周辺に与える影響が大きい行為については、横浜市都市美対策審議会に付議し、専門家を交えた多様な視点から議論を行い、より質の高い景観づくりを目指します。

(3) 庁内の情報共有

大規模な建築行為等の街の景観に与える影響の大きい事業について、景観に関する協議が早期に実施できるよう、庁内各部署が連携して、既存の制度を活用しながら、土地取引や建築行為の相談と連動した情報共有を図ります。

3. 協議の円滑化

(1) 都市景観アドバイザー制度の活用

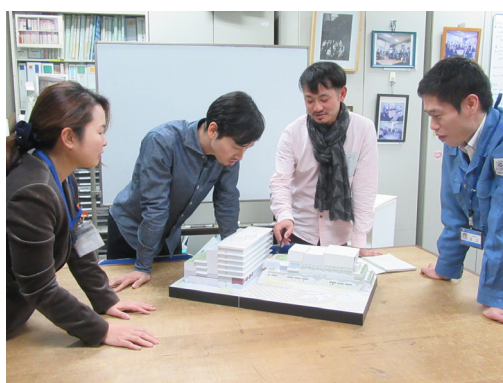
景観条例に基づく都市景観アドバイザー制度等を柔軟に活用し、専門的な助言をもらうことで、それぞれの事業や地域における景観づくりを継続的に支援していきます。

(2) 協議結果の蓄積と共有

横浜市が市民・事業者とともに重ねてきた協議の結果を蓄積し、共有します。

(3) コンセプトブックの作成

まちづくりに関する大規模な事業を進めるにあたって、地域の景観や建築物等のデザインに関して様々な関係者間で行われる協議に一貫性を持たせ、目指すべき景観の将来像を共有することが必要です。そのため、構想や基本計画、提案公募等の早い段階において、これらの方向性を示すコンセプトブックを作成するよう努めます。



2 制度の活用により質を担保する 景観づくり

市域全体または地域ごとの景観に対する価値観を共有し、多様な主体が協力して一定水準以上の良好な景観を確保するため、景観に係る基本的なルールや制度を効果的に活用しながら、着実に景観づくりを進めていきます。

1. 景観計画の運用

(1) 景観計画の運用

景観法に基づく景観計画を市内全域で運用し、良好な景観の形成に関する方針を定め、行為の制限を行い、横浜の景観づくりを実行していきます。

(2) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定

横浜の歴史や文化など「横浜らしさ」を構成する景観上重要な建造物や樹木を景観資源として「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、保全・活用することで、地域の歴史や文化を生かした景観づくりを支えます。

(3) 景観重要公共施設の指定

良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や許可の基準等を定めることで景観に配慮した公共施設を増やしていきます。

(4) 斜面緑地の保全

横浜の地形的特徴である崖線の斜面緑地は魅力を高める貴重な景観要素であり、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観を形成するために、緑の景観資源に影響を与える開発行為等に対して、一定の行為を制限します。

(5) 景観推進地区の指定

景観に特徴のある地区については、地区に応じた良好な景観の維持向上を図るために「景観推進地区」として定め、地区別の方針や行為の制限等を設けます。

(6) 景観計画の見直し

景観計画に基づく届出の状況や社会状況の変化をふまえつつ、景観の質をさらに向上させるため、各地区のあるべき景観の姿をそのつど議論しながら、景観計画の見直し等を検討します。



2. 地区計画の活用

(1) 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

建築物等の利用上の必要性、地区計画等の区域内における土地利用の状況等を考慮し、区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、必要に応じて地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限を設けます。

3. 景観協定の活用

(1) 景観協定策定・運営の支援

地域のまちづくりの状況に合わせ、地域の景観の維持向上に向けて、工作物等を含めた様々な景観要素の規制・誘導に有効な景観協定を、地域住民が主体的に策定・運用できるよう支援します。

4. 景観関連制度の連携活用

(1) 市民によるまちづくりに関する自主ルールを活用

建築協定や地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルール等のまちづくり制度を効果的に利用することで、地区特性をいかした景観づくりを支援していきます。

(2) 建築物に関する緩和・誘導制度の活用

市街地環境設計制度など建築物に関する様々な緩和・誘導制度と連携し、地域の魅力的な景観形成に積極的に寄与する計画となるよう誘導していきます。

3 景観に係わる事業の実施と調整

行政が行う事業には、規模の大きいものや、様々な人が関わる事業があります。特に様々な人の目にふれる公共施設や公共空間に係る事業は、街の景観にも大きな影響を与えます。行政が行う事業において景観に関わる調整を充実させ、良好な景観づくりをけん引していくとともに、今までも大切にしてきた横浜の歴史・風土・文化・人の営み等から形成されている様々な景観資源を保全・活用していきます。また、横浜の魅力づくりを行うため、景観行政の総合的な体制強化を目指します。

1. 公共空間や公共施設のデザイン調整

(1) 公共空間や公共施設のデザイン調整

道路、河川、公園、学校等の公共空間や公共施設の整備を行う際には、「横浜市公共事業景観ガイドライン」を参照し、デザインの調整を行います。地区の特性を踏まえて周辺の景観に調和し良好な景観となるよう、景観づくりをけん引していきます。また、財源の確保や維持管理等の課題にも取り組めます。



(2) デザインに関する広い意見の聴取

公共空間や公共施設の整備の際には、コンペやプロポーザルの実施、市民参加によるワークショップの開催などの方法により、高度な技術力と多様なアイデア・工夫を取り入れた公共施設のデザインを目指します。



(3) 公共空間における屋外広告物のデザイン調整

公共空間における屋外広告物は、専門的なデザイナーの起用等により質の高いものとし、周辺景観と調和しつつ、魅力的な景観づくりに寄与するデザインとなるよう努めます。

2. 景観資源の保全と活用

(1) 地域の景観資源の発掘と収集

各地域の景観資源の発掘・収集を行い、身近な景観の魅力とストーリーを市民に発信していくことで、地域の資源をいかした景観づくりを推進します。

(2) 歴史を生かしたまちづくりの推進

横浜では今までも歴史を生かしたまちづくりに取り組み、歴史的景観資源を保全・活用することで横浜らしい歴史的景観を形成してきました。今後も地域の景観資源となる歴史的・文化的建造物等について調査を行い、特定景観形成歴史的建造物や景観重要建造物の指定、認定歴史的建造物の認定など、様々な手法による歴史的景観資源の保全と活用を検討します。

(3) 新たな歴史的景観資源の保全と活用

歴史を生かしたまちづくりは、これまで主に第2次世界大戦前までにつくられた資源の保全・活用に取り組んできましたが、戦後70年以上が経過し、戦後につくられた建造物や街並みの中にも、既に地域の景観資源として親しまれているものもあります。今後は、それらについても建造物価値や景観などの視点に加えて、街の賑わいへの貢献や市民にどのように親しまれてきたか、戦後復興期の役割など、多様な側面から評価を行い、市民の意見を踏まえつつ、必要に応じて保全と活用の取組を進めます。

(4) 新たな景観資源の保全の仕組みの導入と検討

景観条例による特定景観形成歴史的建造物の指定や、歴史を生かしたまちづくり要綱による認定等の様々な制度の活用による景観資源の保全や助成制度に加えて、借り上げ制度やトラストの導入など、景観資源が地域住民等に活用されながら保全される仕組みを検討します。



3.空間の活用等による都市景観の演出

(1)都市景観の演出事業

地区の雰囲気やライトアップや色彩の工夫などにより建造物等の魅力を一層引き立たせる取組や、オープンカフェや文化芸術活動の場として道路、河川、公園、庁舎などの公共空間や遊休施設等を活用する取組など、既存の施設等を活用し景観資源としての魅力を引き出す都市空間演出を行います。

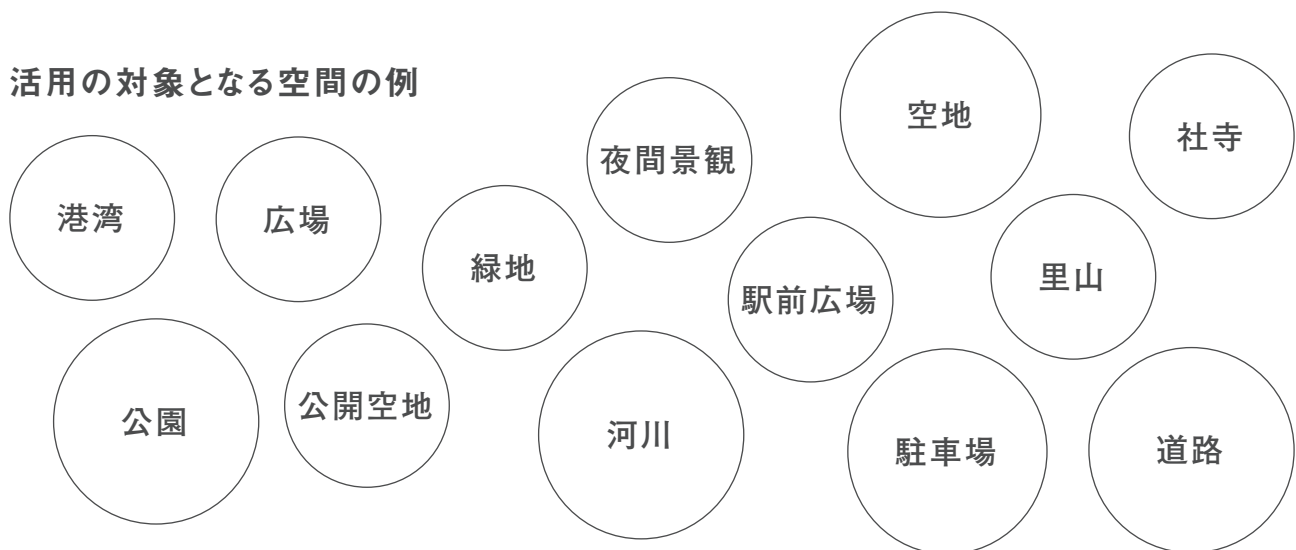
(2)エリアマネジメントの取組の推進

地域に公開された広場空間の活用など、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組(=エリアマネジメント)による、地域の特性に応じた魅力づくりを進めます。

(3)公共空間の活用支援

公共空間における持続可能な賑わいの創出や高質なサービスの提供のために、公共空間活用の手引きの策定など市民や事業者が公共空間を活用しやすい環境づくりを進めます。また、新たな景観になり得る公共空間での先駆的活動について、社会実験を行うなどして実施手法を検討します。

活用の対象となる空間の例



4. 景観行政の総合的な体制強化

(1) 区局間の連携強化

関連する区局で組織する連絡会等の開催を通して、各地域の景観づくりや景観制度の運用状況を検証し、庁内での課題共有を図っていきます。

(2) 区役所における景観づくりの支援

区の魅力発信において、景観の視点を充実させます。各区及び局に相談窓口を設け、身近な生活やまちづくりの課題にもかかわる、景観づくり活動を支援します。

(3) 行政における人材育成

都市景観協議等の経過記録の共有や、職員向けの研修等を通して、都市景観協議窓口での協議における柔軟性と創造力の向上を図り、行政における景観づくりの専門的な人材の育成を行います。

(4) 景観専門部署との連携

事業担当部署と景観専門部署が連携することで、景観に係わる体制を強化しながら質の高い景観づくりに努めます。

4 景観づくりの普及と協働

景観を守ること、新たにつくること、より良くしていくことは難しい上に成果が見えにくいものです。そのため、様々な景観づくりの取組について評価を行い、その効果や意義を発信することで、景観づくりを普及させます。

また、景観づくりは行政だけでは決して成り立たないものです。建設業や土木業など直接空間づくりに関わる事業者、公共空間を利用してイベントなどを行う事業者、観光業などの景観の普及に関わる事業者、そして、身近な景観づくりに取り組む市民と協働しながら、継続的な景観づくりの活動の輪を広げていく必要があります。

1. 景観づくりの普及と発信

(1) 景観づくりに関する表彰の実施

良好な景観づくりの事例を評価・発信することで、景観づくりへの意欲を引き出していけるよう、魅力ある景観を活かした取組や継続的な景観づくりの取組に対する表彰を行います。

(2) 景観行政の取組の記録と評価

景観行政の成果と課題を蓄積し、次の施策にいかしていくため、景観行政の取組を記録し、評価します。

(3) 景観づくりの意義の発信

良好な景観が観光業や企業誘致、地域まちづくり等にもたらす様々な価値や効果等、景観づくりの意義を発信していきます。

(4) 景観づくりに関する議論の場づくり

地域にふさわしい景観づくりの方向性を共有できるよう、幅広い分野や様々な主体を横断して広く景観について議論する場（シンポジウム、都市景観フォーラム等）を設けていきます。





2. 景観づくりの担い手の充実

(1) 景観まちづくり学習の推進

身近な景観への関心や愛着を深め、早い段階で景観づくりの見方や取り組み方を身に付けていけるよう、学校教育の授業など様々な機会を捉えて景観まちづくり学習を進めます。

(2) 市民向けの景観講座の実施

様々な世代の市民に向けた景観に関する講座などを通して自ら景観づくりに取り組む主体を増やし、地域における持続的な景観づくりの担い手を育てていきます。

(3) 事業者向けの景観研修の実施

事業者も重要な景観づくりの担い手であることを広く周知するために、景観と関連の深い産業を営む事業者向けに景観まちづくりの研修を行う等、企業と連携した景観づくりの発信の機会をつくります。

3. 市民・事業者の取組への支援

(1) 市民の取組への支援

地域まちづくり推進条例に基づくまちづくりの専門家派遣などにより、地域の課題解決や景観形成等による魅力向上など、市民が取り組む地域まちづくり活動を支援します。

(2) 景観づくりに関するコミュニケーションツールの開発の検討

景観づくりに取り組む人たちが共通認識や新たな景観の見方を持てるよう、ワークショップ等で用いるコミュニケーションツール等の開発、活用を検討します。

(3) 他分野との連携による継続的な支援

福祉や環境保全など様々な地域の課題を横断的・多面的に解決する取組が景観づくりの取組につながる場合があります。他分野とも連携しながら、地域の課題解決から景観づくりにつながる取組を継続的に支援します。

横浜市景観ビジョン

策定：2006（平成 18）年 12 月

改定：2019（平成 31）年 3 月

編集・発行 横浜市都市整備局都市デザイン室

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電 話 045-671-2023

F A X 045-664-4539

活動イラスト・断面図 shoko terata

デザイン調整 ノガン株式会社

本書の無断複写・複製（コピー等）は著作権上の特例を除き、禁じられています。第三者による電子データ化および電子書籍化は、私的使用を含めて一切認められていません。

